

選考資格に係る申告書

次のいずれかにチェックをする。

- ☐ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項各号に規定する俸給表のうち、次の俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 行政職俸給表(一) ☐ 税務職俸給表 ☐ 公安職俸給表(一) ☐ 公安職俸給表(二)
- ☐ 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 上記以外の者で法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上の者（次の「法律に関する実務の経験」欄に所定の事項を記入する。）

(法律に関する実務の経験)

[illegible]

この申告書の記載事項は、事実と相違ありません。 申告者氏名 (印)

- (注) 1 記載しきれない場合は、適宜別紙を用いて差し支えありません。
2 経験年数は、採用予定日現在で記載してください。
3 この書面の記載に虚偽があったときは、任官後であっても免職になることがあります。